

資料提供(調査票・意見書)の事前FAXに 締切時刻を設定します

要介護認定に関する資料(認定調査票・主治医意見書)を窓口で事業所様に提供する際は、前日までにFAXをいただくこととしていますが、夕方以降に受信したものについては、翌朝に窓口へお越しいただいた際に資料の用意ができておらず、お待ちいただくことがありました。

このため、6月21日(月) 交付分よりFAXの締め切り時刻と交付可能時刻を次の通りとさせていただきますことになりましたので、ご協力をお願いいたします。

前日午後4時までにFAX受信 ⇒⇒⇒ 当日午前9時以降に交付

当日午前9時までにFAX受信 ⇒⇒⇒ 当日午後4時以降に交付

※土曜休日などの閉庁日は除きます。

(例: 月曜午前9時以降に交付できるのは金曜午後4時までのFAX受信分)

※緊急にサービス利用を開始するなどの事情のある場合は、介護保険課認定審査係までご相談ください。

窓口での資料交付の手順

【1】事前にFAX

事前にFAXで次の項目をご連絡ください。

(FAX :047-436-3307)

- (1)被保険者番号
- (2)被保険者氏名(一部伏字可)
- (3)申し出をする事業所の名称・担当者名・連絡先

※窓口交付時に提出する資料提供申出書を表紙なしでFAXしても差し支えありません。

【2】窓口で交付

窓口で交付を受ける際は、市役所介護保険課に次のものを持参してください。

※船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所など

では交付できません。

- (1)資料提供申出書(原本)
- (2)現在有効な契約書(コピー可)
- (3)窓口に来る方が事業所の従業員であることを確認できるもの(原本)
(次のAまたはBのいずれか)
A. 「事業所が発行する従業員証」(名刺不可)
B. 「窓口に来る方の身分証明書」(介護支援専門員証や運転免許証など)と「事業所の従業員であることを確認できるもの」の2つ
- (4)コピー代(1枚10円)

よくある質問

Q. 交付を受けることができる資料はいつのものですか?

A. 直近のものです。更新申請・変更申請中で資料未確定の場合は、前回申請のものとなりますので、急がない場合は結果通知を確認してから資料提供申出をするようお願いいたします。

Q. 船橋市の地域包括支援センターからケア

マネジメント業務委託を受けている利用者の資料の提供を受けられますか?

A. 委託元の地域包括支援センターから提供を受けてください。

Q. 無資格者(介護扶助10割)の資料の提供を受けられますか?

A. 介護保険の被保険者ではないので、生活支援課から提供を受けてください。

◇問い合わせ

船橋市 介護保険課 認定審査係 資料提供担当 TEL.047-436-2302 FAX.047-436-3307